○ 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

火の表により、汝正前欄に掲げる現宅の旁像をけした部分をこれに順吹対芯する牧正後欄に掲げる現宅の等像をけした部分のように致め、汝正前欄及び攻 正後欄に対応して掲げるその檃記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その慓記部分に除る記載)に二重策線を付した規定 (以下「対象規定」という。)は、その際記部分が異なるものは牧正前欄に掲げる対象規定を牧正後欄に掲げる対象規定として移動し、牧正前欄に掲げる対 象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも のは、これを加える。

囙

別紙様式第1号(第17条の7関係) 別紙様式第1号(第17条の7関係) (日本産業規格A4) 会計監査報告書 年 月 日

保険株式会社

御中

事務所名

公認会計士 氏

(自

(記載上の注意)

- 1 「略]
- 2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点に おいて適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見 (当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それぞ れ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。
- (1) 無限定滴正意見

監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業 会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状 況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認 められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産 及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認めら

(日本産業規格A4)

会 計 監 杳 報 告 書

年 月 \exists

印

保険株式会社

御中

事務所名

公認会計士 氏 名

汇

(自

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- 2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点 において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意 見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それ ぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。
- (1) 無限定滴正意見

監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会 計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況 をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認 められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めら

0

れる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

- (3) 「略]
- 3 「略]
- 4 継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。
- <u>5</u> 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。

[削る。]

(1)~(3) [略]

別紙様式第1号(第27条の2関係)

(日本産業規格A4)

会計監査報告書 年月日 保険相互会社 御中 事務所名 公認会計士氏名 印 (自署)

(記載上の注意)

- 1 「略]
- 2 計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点に おいて適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見 (当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それぞ れ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。
- (1) 無限定適正意見

監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業 会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状 況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

れる旨並びに除外事項

(3) 「同左〕

「加える。〕

- 3 [同左]
- 4 [同左]
 - (1) 継続企業の前提に関する注記に係る事項

(2)~(4) [同左]

別紙様式第1号(第27条の2関係)

(日本産業規格A4)

会計監査報告書 年月日 保険相互会社 御中 事務所名 公認会計士氏名 印 (自署)

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 計算関係書類が相互株式会社の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。
- (1) 無限定適正意見

監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業 会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状 況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

 \mathcal{C}

監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

- (3) 「略]
- 3 [略]
- 4 継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。
- <u>5</u> 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。

[削る。]

(1)~(3) [略]

別紙様式第1号の5 (第17条の7関係)

(日本産業規格A4)

 会計
 監査報告
 報告
 書

 少額短期保険株式会社
 (4) 日
 年 月 日

 少額短期保険株式会社
 (4) 日
 日

 事務所名
 公認会計士 氏 名 印

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点に おいて適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見 (当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それぞ れ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(自

署)

(1) 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

- (3) 「同左〕
- 3 [同左]

「加える。]

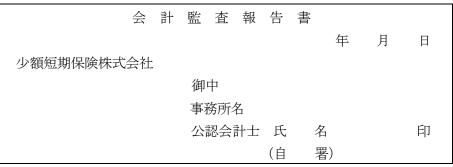
4 [同左]

(1) 継続企業の前提に関する注記に係る事項

(2)~(4) [同左]

別紙様式第1号の5 (第17条の7関係)

(日本産業規格A4)



(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。
- (1) 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業

_

会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と 認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財 産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認め られる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

- (3) [略]
- 3 「略]
- 4 継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。
- <u>5</u> 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。

「削る。]

(1)~(3) [略]

別紙様式第1号の5 (第27条の2関係)

(日本産業規格A4)

会 計 監 査 報 告 書

「年 月 日
少額短期保険相互会社
御中
事務所名
公認会計士 氏 名 印
(自 署)

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点に おいて適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見 (当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それぞ

会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と 認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

- (3) 「同左〕
- 3 [同左]

「加える。]

4 [同左]

(1) 継続企業の前提に関する注記に係る事項

 $(2)\sim(4)$ [同左]

別紙様式第1号の5 (第27条の2関係)

(日本産業規格A4)

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それ

れ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(1) 無限定適正意見

監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業 会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状 況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と 認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認め られる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

- (3) [略]
- 3 「略]
- 4 継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。
- 5 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。

「削る。]

(1)~(3) [略]

ぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(1) 無限定適正意見

監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と 認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

- (3) 「同左〕
- 3 [同左]

[加える。]

<u>4</u> [同左]

(1) 継続企業の前提に関する注記に係る事項

(2)~(4) [同左]

備考 表中の「 」の記載は注記である。

10